

訪問看護ステーション住吉重要事項説明書 (指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1、 事業者

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中央区元城町 218 番地 26
代表者氏名	理事長 青木 善治
電話番号・FAX	電話 053 - 413 - 3300 FAX 053 - 413 - 3314

2、 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護ステーション
事業所の名称	訪問看護ステーション住吉
所在地	1、〒433-8125 静岡県浜松市中央区和合町 555
開設年月	1、平成 5 年 1 月 18 日
電話番号およびFAX番号	電話番号 053-475-0033 FAX 番号 053-474-0033
管理者氏名	所長 河合 希代美
介護保険事業者番号	2267190011
訪問看護指定年月日	平成 12 年 4 月 1 日
介護予防訪問看護指定年月日	平成 18 年 4 月 1 日
出張所の名称 所在地	訪問看護ステーション住吉 サテライト馬郡 〒431-2207 静岡県浜松市中央区馬郡町 4141-3 訪問看護ステーション住吉 サテライト住吉第二 〒430-0906 静岡県浜松市中央区住吉 2-24-4
サービス提供する通常の実施地域	浜松市中央区（旭町、安新町、池町、泉、泉町、板屋町、市野町、入野町、大久保町、大平台、尾張町、鍛冶町、上新屋町、神ヶ谷町、上島、上西町、神原町、鴨江、鴨江町、北島町、北田町、木戸町、元目町、神立町、小沢渡町、紺屋町、幸、栄町、肴町、佐藤、佐鳴台、塩町、鹿屋町、蜷塚、志都呂、志都呂町、篠原町、下池川町、十軒町、将監町、城北、

	篠ヶ瀬町、下石田町、新津町、神明町、助信町、住吉、西都台町、早出町、大工町、高塚町、高林、高町、田町、千歳町、中央、坪井町、天王町、伝馬町、利町、常磐町、富塚町、中沢町、中田町、中山町、茄子町、平田町、成子町、西伊場町、西鴨江、西塚町、西山町、布橋、野口町、旅籠町、八幡町、早馬町、原島町、東伊場、東田町、曳馬、曳馬町、広沢、船越町、文丘町、細島町、舞阪町、舞阪、松小池町、松城町、馬郡町、丸塚町、三組町、元魚町、元城町、元浜町、山下町、山手町、雄踏、雄踏町宇布見、流通元町、連尺町、和合北、和合町、和地山) 湖西市（新居町新居、新居町内山、新居町中之郷、新居町浜名、白須賀）
--	---

３、営業日および営業時間

受付時間	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く 午前 8 時 30 分から午後 5 時
サービス提供時間	月曜日から土曜日 ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く 午前 8 時 30 分から午後 5 時 希望する利用者には、24 時間対応体制がある。

４、職員の概要（主に従事たる職員）

管理者…1 名 （看護師）

他、看護師 2.5 名以上・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士・事務員 1 名
職員数は変動することがあります。

５、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の概要

（１）事業の目的

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指す。

（２）運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

(3) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容

項目	内容 方法など
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護ステーション計画の作成	利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況をふまえて、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護計画を作成します。
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護計画に添ったサービスの提供	懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス計画に従ったサービスの実施状況および評価を訪問看護録に記録します。
利用者または家族への説明および指導	計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。また訪問看護の観点から療養上必要となる事項について指導等をおこないます。
居宅サービス計画・介護予防サービス計画等の変更の援助	居宅サービス・介護予防サービスの実施状況を居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

スタッフについて	交代制で複数のスタッフが訪問に伺います。 スタッフは事業所が選定します。指名制ではありませんのでご了解くださいますようお願いいたします。
----------	---

6、利用料金

別紙に定めます。

7、苦情申し立て先

内容	別紙約款 10 条の内容に関すること。
対応時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 ただし、国民の祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く
申し立て先	訪問看護ステーション住吉 電話 053-475-0033 管理者 所長 河合 希代美

その他の申し立て先

○浜松市 中央福祉事業所 長寿支援課

中央区役所内 電話：053-457-2324

東行政センター内 電話：053-424-0184

西行政センター内 電話：053-597-1119

南行政センター内 電話：053-425-1572

○湖西市（長寿保険課 電話：053-576-1104）

○静岡県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談窓口

電話：054-253-5590

8、利用者の留意事項

項目	内容
訪問スケジュールの変更	利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めに、ご連絡下さい。ただし、利用者の容態の急変など緊急やむをえない事情がある場合には、その限りではありません。
緊急連絡体制	安心して在宅療養をしていただく為に、24時間を通し連絡できる体制をとっています。その為には申し込みが必要で、一定額の利用料金が必要です。
金品の管理や訪問時もてなしの辞退	年金の管理や、金銭の貸借などの取り扱いは、出来ません。また訪問時職員に対する贈り物や飲食のもてなしも、ご遠慮いたします。

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

所在地 浜松市中央区和合町555

名 称 訪問看護ステーション住吉

説明者

平成12年	4月	1日	施行
平成12年	9月	3日	改定
平成13年	4月	16日	改定
平成17年	3月	1日	改定
平成20年	3月	1日	改定
平成20年	7月	22日	改定
平成22年	12月	1日	改定
平成23年	3月	15日	改定
平成23年	8月	1日	改定
平成24年	1月	1日	改定
平成24年	7月	1日	改定
平成26年	1月	1日	改定
平成27年	4月	1日	改定
平成27年	10月	1日	改定
2019年	5月	1日	改定
2020年	2月	1日	改定
2020年	10月	1日	改定
2021年	4月	1日	改定
2022年	4月	1日	改定
2023年	4月	1日	改定
2024年	1月	1日	改定
2026年	4月	1日	改定